

## 「第45回全国中学生人権作文コンテスト大分県大会」実施要領

### 1 名 称

「第45回全国中学生人権作文コンテスト大分県大会」（以下「大分県大会」という。）

### 2 主 催

大分地方法務局、大分県人権擁護委員連合会

### 3 後 援

大分県教育委員会、大分合同新聞社、朝日新聞大分総局、読売新聞西部本社、毎日新聞社大分支局、西日本新聞社大分支局、日本放送協会大分放送局、OBS大分放送、TOSテレビ大分、OAB大分朝日放送、エフエム大分、大分トリニータ

### 4 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことなどによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

### 5 実施方法

大分地方法務局人権擁護課及び各支局並びに各人権擁護委員協議会は、適宜の方法により、地区大会を実施し、下記7(1)の推薦基準に従いその代表作品を大分県大会に推薦する。

大分地方法務局及び大分県人権擁護委員連合会は、地区大会から推薦された代表作品について、下記8の大分県大会審査会において審査を行い、表彰する。特に優秀な作品については、表彰式を実施する。

### 6 応募規定

#### (1) 対象

中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校その他の教育施設に在学する者であって中学生に準ずる生徒

#### (2) 募集区分及び作品の内容

##### ア 作文部門

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの

中で得た自己の体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考察したことなどを題材とした作文とする。

#### イ 自由表現部門

中学校の特別支援学級又は特別支援学校の中学部に在学する生徒で、作文を書くことが困難な事情がある場合は、日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について「誰かに伝えたいこと」などを「人権尊重」、「自由平等」、「平和」、「思いやり」、「友達」、「友情」等を題材として制作した絵画、書写、工作物、陶芸品等、自由な表現形式による作品とする。

### (3) 作品の規格

#### ア 作文部門

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

また、提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

#### イ 自由表現部門

絵画及び書写については、次の規格の用紙を用いるものとするが、「縦長」又は「横長」のいずれでも差し支えなく、彩色・技法は自由とする。

(ア) 絵画 「四つ切り」又は「八つ切り」

(イ) 書写 「半紙」

### (4) 応募方法

#### ア 送付先

各学校において、応募作品（作文の原本及び自由表現部門作品の現物）に下記の必要書類を添えて、別紙1の区分により大分地方法務局人権擁護課又は各支局宛てに送付又は持参する。

なお、自由表現部門については、1校当たり5作品までとする。

#### イ 必要書類

(ア) 作文部門 「第45回全国中学生人権作文コンテスト大分県大会応募内訳票（作文部門）（別紙2）」及び「第45回全国中学生人権作文コンテスト大分県大会推薦作品提出票（作文部門）（別紙3）」

(イ) 自由表現部門 「第45回全国中学生人権作文コンテスト大分県大会応募内訳票（自由表現部門）（別紙4）」及び「第45回全国中学生人権作文コンテ

スト大分県大会推薦作品提出票（自由表現部門）（別紙5）」とする。

(5) 応募期限

令和8年9月7日（月）

(6) その他

作品の創作に当たっては、上記4の趣旨及び(2)の内容に沿ったものとする。特に、以下の点に注意すること。

ア 応募作品は、未発表のものに限る。

イ 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

ウ 生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

## 7 推薦基準等

(1) 推薦基準

ア 作文部門

地区大会の代表作品数は、その総応募数に応じて、次のとおりとする。

1, 500編以下の場合	2編
1, 501編以上3, 000編以下の場合	3編
3, 001編以上5, 000編以下の場合	5編
5, 001編以上の場合	8編

イ 自由表現部門

地区大会の代表作品数は、作品の種類ごとに2作品までとする。

(2) 推薦期限

令和8年9月28日（月）

## 8 大分県大会審査会

上記7に基づき地区大会から推薦された代表作品について、次のとおり審査を行い、表彰する。

(1) 審査員

主催者において委嘱する審査員

(2) 入賞発表

令和8年11月上旬までに、主催者から応募者の所属する中学校等に通知する。

(3) 表彰（予定）

ア 作文部門

○ 最優秀賞（大分地方法務局長賞、大分県人権擁護委員連合会長賞）

(各1編)

○ 優 秀 賞 (各後援団体(12団体)賞) (各1編)

○ 奨 励 賞 (応募数により決定する。)

イ 自由表現部門

○ 自由表現力賞 (大分地方法務局長賞、大分県人権擁護委員連合会長賞)  
(各1編)

○ 奨 励 賞 (応募数により決定する。)

## 9 中央大会への推薦等について

(1) 大分県大会の作文部門における各賞受賞作品の中から、「第45回全国中学生人権作文コンテスト」(以下「中央大会」という。)実施要領に基づき中央大会に推薦する。

(2) 入賞発表の日 (予定)

令和9年1月26日 (火)

(3) 表 彰 (予定)

- 内閣総理大臣賞 (1編)
- 法務大臣賞 (1編)
- 文部科学大臣賞 (1編)
- 法務副大臣賞 (1編)
- 法務大臣政務官賞 (1編)
- 全国人権擁護委員連合会会長賞 (1編)
- 一般社団法人日本新聞協会会長賞 (1編)
- 日本放送協会会長賞 (1編)
- 公益財団法人日本サッカー協会会長賞 (1編)
- 公益財団法人日本バスケットボール協会会長賞 (1編)
- 法務事務次官賞 (3編)
- 法務省人権擁護局長賞 (25編)
- 奨励賞 (若干編)

(4) 感謝状

以下の中学校等に対して、主催者から感謝状を贈呈する。

ア 中央大会に作品を推薦された応募者が在学する中学校等

イ 感謝状を贈呈する相当の理由があると認められる中学校等

## 10 その他

(1) 応募作品の取扱い

ア 作文部門

応募作品は、返却しない。

イ 自由表現部門

応募作品は、返却する。

(2) 応募作文の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、主催者に帰属するものとする。

(3) 応募者の個人情報、応募作品の審査や本コンテストに関する連絡のため、必要な範囲でのみ使用する。

(4) 大分県大会及び中央大会における入賞作品については、応募者の学校名、学年、氏名、応募作品の題名及び内容を公表することを予定している（大分県大会入賞作品集、中央大会入賞作文集、法務省ホームページ、大分地方法務局ホームページ等による公表及び新聞、テレビ等の報道機関による報道等）。

なお、作品の公表に当たっては、応募者本人及びその保護者の意向に応じて、「学校名」、「学年」又は「氏名」を非公表とする。

おって、作文の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

(5) 作品の公表後、本人が法務省ホームページ、大分地方法務局ホームページへの掲載を望まなくなった場合には、大分地方法務局人権擁護課にその旨を申し出るものとする。

(6) 大分地方法務局は、上記(3)の公表作品について、応募者本人及びその保護者の同意を得た上で、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがある。